

水第1142号
令和4年5月2日

遊漁船業者 各位

神奈川県環境農政局農水産部水産課長
(公印省略)

遊漁船における事故防止及び利用者の安全確保等の徹底について (通知)

日ごろから本県の水産行政及び遊漁に関する業務について、御理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、これから本格的な釣りシーズンを迎え、遊漁船の利用客も増加することと思いますが、去る4月23日に北海道知床沖で発生した遊覧船の事故につきましては、一般の客を乗せて出港するという観点からすれば、遊漁船も同様の危険性を内在していると考えられます。

遊漁船については、①法第13条で遊漁船業者は、遊漁船の出航前に利用者の安全を確保するため必要な気象及び海象に関する情報を収集し、これらの情報から判断して利用者の安全の確保が困難であると認めるときは、遊漁船を出航させてはならない旨規定されていること、②また、法第11条で、遊漁船業者は業務規定において、利用者の安全の確保に関する事項(出航中止条件、気象又は海象等の状況が悪化した場合等の対処に関する事項など)を定めなければならない旨規定されています。

そこで、あらためて遊漁船の事故防止や利用客の安全確保に万全を期するために、救命胴衣の適切な着用など法令遵守はもとより、気象・海象情報の入手、見張りの徹底、業務規程の厳守などについて引き続き努めていただきますよう、よろしく願いいたします。

また、県では現在も、新型コロナウイルス感染症に関する拡大防止に取り組んでいますので、利用客にマスクの着用を求める等、あらためて感染拡大防止に努めていただくよう併せてお願いいたします。

問合せ先
漁業調整・資源管理グループ 中川(隆)
電話 045-210-4551 (直通)
ファクシミリ 045-210-8853